

議 第 66 号

平成29年 2 月 21 日提出

熊本市農業構造改善施設等設置条例の一部改正について

熊本市農業構造改善施設等設置条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市農業構造改善施設等設置条例の一部を改正する条例

熊本市農業構造改善施設等設置条例（平成2年条例第88号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表北部構造改善センターの項及び飽田多目的集会施設の項を削る。

別表北部構造改善センターの項を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（提出理由）

北部構造改善センター及び飽田多目的集会施設を廃止するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。